

第4回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年2月17日（月） 午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	地域振興課長 村田 まみ 企画財政課長 松元 治美
事務局職員	議会事務局長 佐田 裕子 稲員 美佳

(午後 1 時 30 分開会)

○古賀世章委員長 それでは皆さんこんにちは。

時間になりましたので、ただいまより、公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会を開催いたします。

町民の皆様におかれましては、大変お忙しい中、多数傍聴においてくださいまして、誠にありがとうございます。

それでは本日の議事に入ります。

まず証人喚問前の事前協議を行います。証人喚問の進め方について申し上げます。まず私の方から主尋問を行います。そのあと各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は約 1 時間程度としますことから、各委員の関連尋問は、10 分程度を目安に行っていただきたいというふうに思います。ただし、私からの主尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を、調整させていただくこともありますので、ご了承をお願いいたします。

それでは証人入室のため、暫時休憩をいたします。

(午後 1 時 33 分休憩)

(証人入室)

(午後 1 時 35 分再開)

○古賀世章委員長 それでは議事を再開いたします。

村田証人におかれましては、本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願ひいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第 100 条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになります。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もししくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬことになっています。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読を願います。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和令和7年2月17日、村田まみ。

○古賀世章委員長 それでは宣誓書に署名押印をお願いします。

(証人 宣誓書に署名)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めることがあります、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、証言の際は、着座着席のままご発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

これより村田証人から証言を求めます。最初に委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連質問を願うことといたします。

それでは初めに人定尋問を行います。

まず、あなたは地域振興課長の村田まみさんでしょうか。

○証人（村田まみ地域振興課長） 間違いありません。

○古賀世章委員長 次に住所、職業、生年月日については事前に記入していただいた確認事項記入票の通りで間違ひございませんでしょうか。はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 間違いありません。

○古賀世章委員長 それでは私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないというふうに考えております。村田証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと、正直に答えていただければ結構でございます。

それでは私からの尋問でございますが、1番目に、職名と職務内容、それから経験年数をお聞かせください。はい。村田さん。

○証人（村田まみ地域振興課長） 地域振興課長です。

地域振興課になってからの職年数ということでしょうか。地域振興課長になってからは7年目です。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございますが、職務内容につきまして、もう少し詳しく確認をさせてください。はい。村田さん。

○証人（村田まみ地域振興課長） 職務内容につきましては、地域振興課長になりましてから内容が年々変わっておりますので。

今年度でいきますと、7月に機構改革がありましたので、機構改革後は商工と地域振興、観光、地域ブランディング、それと、協働推進係の方では、地域の区長業務でありましたりとか、地域のこと、それと広報全般を持ってますので、広報と広聴、ホームページ、広報紙の発行等を行っております。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

それでは続きまして、2番目の質問でございますが。現在、地域振興課に配属されておられるということでございますが、ここに配属されたのはいつ頃からで、課長経験を含めて、何年間、現在の職場に在籍されているのかお答えください。

はい。村田さん。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。地域振興課になりましてからは、地域振興課自体が企画財政課から。最初は総務課おりましたが、総務課から企画財政課、そして地地域振興課と名前もずっと変わって機構改革もずっと行われておりましたので、どこに何年というのがちょっと、それを基準に行けばいいのかちょっとわからないのですが、地域づくり等の担当としては大体13、14年ぐらいになるのか。15年ぐらいですかね。

詳しく計算できずについません。

○古賀世章委員長 13年から15年ぐらいであろうというふうにおっしゃってますけれども。

現在の地域振興課みたいな仕事をされておられるという、そのスタートと申しますか、一番最初に地域振興課みたいな課に入られたのは、いつごろからですか。はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 最初に総務課で地域づくり係というのが設置されたときに、地域づくり係の係員として配属されましたので。

そのときは商工だったりとか地域計画だったりとかっていうのはなくて、地域づくり係と秘書係というものを持っておりまして、それが平成24年ぐらいだったのではないかなどと。すいません。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

そうしますと、通年で、やっぱり15年ぐらいは現在の地域振興課みたいなところに在籍をされたということですかね。はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい、間違ひありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

では続きましてですね、それでは、「大刀洗マルシェかてて」に関する公金の支出について、お尋ねをしたいと思います。

まず初めに、「大刀洗マルシェかてて」、この旧名称であります「さくら市場」、これを創設されたのはいつでしょうか。はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 平成の26年あたりだったのではないかと思いますが、はつきりした年数を覚えていません。すいません。

○古賀世章委員長 はい。平成の26年ごろだろうということで、ようございますか。

はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。

○古賀世章委員長 はい、わかりました。

ではこの「さくら市場」と申しますか、「大刀洗マルシェかてて」と申しますか、この事業の創設の経緯、それから目的、これはどのようなことであったか、ご説明をお願いしたいと思います。はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。「大刀洗マルシェかてて」「さくら市場」は、住民の主に高齢者や子育て世代、それから町の事業所等の社会参画と活躍という福祉的な要素と、地域で小さな経済を回すということを目的としております。

「さくら市場」や「かてて」というものが、将来的に自立した運営ができるることを目指して、町の方は支援をしてきたというところでございます。以上です。

○古賀世章委員長 はい。

目的が少し弱かったようにちょっと記憶していますが、もう少し詳しく目的についてご説明いただきましょうか。はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　はい。目的は、町の、主に高齢者や子育て世代や地域の商店でしたりというところを。

主に高齢者や子育て世帯の社会参画を目的とする福祉的な部分と、町内産品、農産品でありましたり、そうしたもののPRですね、そういうことを目的としておりまして。将来的には「かてて」という団体が独立して運営できることを目的としております。

○古賀世章委員長　はい。ありがとうございました。

それでは今現在、「大刀洗マルシェかてて」、これは町の直営でしょうか。それとも任意団体でしょうか。はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　将来的な目的としては任意の団体のようなものを目的とし、独立していくところを目的としておりまして、現在どちらかと言われば、町がサポートしてというか、行っている業務ではあります。以上です。

○古賀世章委員長　再確認いたしますけれども、これは、現時点では町の直営ということでございますね。はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　はい。町の中で動いてはおりますけれども、実質的には任意の出品者とそのスタッフのグループで、運営の主体はそちらの方にあり、町としてはそれを推進しているものだというふうに考えております。

○古賀世章委員長　はい。状況につきましてはわかりましたけれども、再度確認させていただきます。今現在、今まで、これは町の直営でしたか。それとも任意団体でしたか。どちらかでお答えをお願いをいたします。はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　町の会計の収入や支出に計上して運営するようなもの、形態そういうものではないと考えますが、責任は町の方にあるというふうに考えています。

○古賀世章委員長　ちょっと今のご答弁では、なかなか理解しづらいところがあったように理解しておりますけど。

私の質問は、今までこれは、町が直営でやっているのか、もしくは任意団体なのか、この点だけをはっきりさせていただきたいと思うんですが。もう一度お願いをいたします。はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　実態は任意団体に近い運営をしておりまして、何をもって直営と言うのかちょっとよくわからないのですが、運営の主体は町にあるとは思います。

○古賀世章委員長　はい。なかなかお答えが難しいような感じではありますが、わかりました。それでは続いて。はい、白根委員。

○白根美穂副委員長　それでは私の方から数点お伺いさせていただきます。

先ほどの答えが任意団体という形式をとっているということでしたので、そちらの方でお伺いしたいと思います。任意団体とした場合、こちらの代表者はどなたになられますか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。任意団体というふうに明言はしておりません。

「かてて」自体の責任は今のところ町の方にあるというふうには考えておりますが、任意の出品者とスタッフというグループで運営をしておりましたので、責任者は町の方になると、現時点では町の方に責任があるというふうに考えております。

○白根美穂副委員長 そのようになった場合は、町直営ということにはなりませんか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 直営というと、予算の歳入や歳出というのに組み込みながらやっていくような形態のものではないというふうに考えておりまして、歳入歳出に関して、会計のことに関してございましょうから、そちらの件に関しては、町の会計ではないところで管理をしていたところではあります。

○古賀世章委員長 はい。白根議員。

○白根美穂副委員長 そしたらですね、売り上げなど、会計の処理はどのように行っていましたか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。前述のことから、会計の処理に関しましては、出品者とスタッフの方で適切に処理をされていたものだというふうに思っております。以上です。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 前回の委員会ですべての帳簿の提出を要求しておりましたが、提出されたものですね、お金の入出金を正確に記録した帳簿ではありませんでした。

担当職員がエクセルデータで管理したものなど、他にはございませんでしたでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。会計に関しましては、当日にお金を扱ったスタッフが持ってきた書類をもとに、担当職員がすべてデータに入力して管理をしておりました。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そしたら、データがあるということですか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。データの方はございます。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしましたら、なぜ期日までに、データの資料を提出していただけなかつたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） すいません。データの資料というものは、何を。データの資料をお出ししていたところだというふうに思っておりますが。

○白根美穂副委員長 前回出していただいたですね、歳出歳入とか通帳の一覧、書いてあったとは思うんですけども、あれは出納帳には当たらないんですよね。なので、そういう出納帳に当たるものは、そちらはないのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。お出しした帳簿の方ですべてでございます。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そしたら、出納帳、いわゆる現金だったり、売掛、買掛、預金などをする帳簿は全くつけていないということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。お出しした通りで、その日の日計の分と通帳の方ですべて管理をしておりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そしたらですね、地域振興課内の責任、「かてて」に関してですけども、責任者は地域振興課長、村田課長で間違いありませんか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい間違ひありません。

○古賀世章委員長 はい。どなたか。はい。河野委員。

○河野政之委員 私からお尋ねさせていただきたいと思います。

この 100 条委員会に提出された、「大刀洗マルシェかてて」が使用されている通帳についてお尋ねいたします。これはなぜ開設をされたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。金銭の出入りを明確にするために通帳で管理をさせてもらっていました。

「かてて」自体は、出品者の皆様からお預かりしたものを販売し、販売したものを、料金というのはそのまま出品者の方にお返しをしますのでございましたので、その中で運営費、そういった運営にかかる費用を実費として 10% から 20% 程度をお預かりしていたもので、その経費をもとに運営をしていたものですから、通帳の方で管理をさせてもらっていました。

○古賀世章委員長 はい。河野委員。

○河野政之委員 これは個人口座ですか。それとも法人口座ですか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　はい。通帳の方は写しをお出ししております通りで、「大刀洗マルシェかてて　代表村田まみ」で作っております。以上です。

○古賀世章委員長　はい、どうぞ。

○河野政之委員　これは個人口座になるわけですね。

○古賀世章委員長　はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　一応団体名を記しておりますが、個人名の口座になるかと考えられます。

○古賀世章委員長　はい。河野委員。

○河野政之委員　現在、口座名は代表者、課長の名前ですか。

○古賀世章委員長　はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　はい。団体名「大刀洗町役場　大刀洗マルシェかてて　代表村田まみ」となっておると思います。

○古賀世章委員長　はい。河野議員。

○河野政之委員　この口座には、キャッシュカードはございませんか。

○古賀世章委員長　はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　キャッシュカードはないと思います。ないです。

○河野政之委員　ないですね。

　通帳の管理ですけど、キャッシュカードがなければですね、通帳などはどのような保管、管理をされているでしょうか。

○古賀世章委員長　はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　通帳に関しましては、鍵つきの専用金庫に入れまして、就業後は会計課の鍵つきの金庫の方に収納しております。

○河野政之委員　通帳の保管場所ですね。それは会計課でよろしいんですか。

○古賀世章委員長　はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　通帳に関しましては、鍵つきの専用保管金庫に入れて、就業時間以外は会計課の金庫に収納しております。

○古賀世章委員長　はい。河野議員。

○河野政之委員　100条委員会で通帳の内容を精査したところ、年度の繰越残高がありますが、なぜですか。

○古賀世章委員長　はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　「マルシェかてて」の通帳で取り扱っているのがすべてのお金の流れになってくるのですが、1年間の売上げはすべて出品者の方に売上金としてお渡しして、運

営費として 10%から 20%をお預かりして、それで運営をしています。その運営したときに運営残が若干出まして、その運営残の方を町の方に戻り入れをしているというお金の流れになります。

年度末に残金を 10 万円から 30 万、40 万程度残して年もございましたが、そのように残しておいていっているのは、もともと運営費としてお預かりしているものの残金を町に雑入として戻り入れさせてもらっていました性質から、年度当初の運用資金というものがございませんでしたので、その分、つり銭だったりとかですね、そういったものが必要でございましたので、運用資金を残して残金をすべて町の雑入の方に受け入れをしていました。

○古賀世章委員長 はい。河野議員。

○河野政之委員 その残金を残すということは、枝豆とかですね、そういう、他にもそういうものがあると思いますけど、口座の預金の中から直接物品等は購入されるようなことはなかったんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 経費でございますので、必要な物品等は口座から払い出しをして購入をしていたものもございます。

○古賀世章委員長 はい。河野議員。

○河野政之委員 町の会計管理者や監査委員は、通帳の中身を確認していましたか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。手数料として必要経費を、そちらの方で運用させてもらうために、出品者の方からお預かりしている手数料、実費分でございましたので、必要な分だけ実費を使用しまして、その内容について監査等を受けることはありませんでした。

○古賀世章委員長 はい。河野議員。

○河野政之委員 「大刀洗マルシェかてて」の会計処理について、これまで会計監査や会計担当者からの指摘は受けたことはございませんか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 答弁が重複しますけれども、売り上げた中から 10%から 20% 分を必要経費としてお預かりしておりましたものを、私どもが通帳で管理していたものでございますので、特段その会計課の方からご指摘をいただくといったことは今までではございませんでしたが、監査の方で監査指導を、令和 4 年の 12 月の監査で、令和 4 年でしたか、令和 4 年度末の監査でご指摘をいただきましたので、それから令和 5 年令和 6 年と 2 年間かけまして、私どもも、お金の流れ等についてが第三者の目を通ってないのではないかというご指摘をいただきましたので、それから、ふるさと財団の長期診断等もお受けしてですね。

私どもは、もともとが任意の団体として醸成していくことを目的としておりましたので、どのようにしたらいいのかというのを、課内、庁内でもご相談させていただいたりしながらやって参りました。令和7年度に、税理士をつけてですね、会計の流れなどと協議会という、任意団体というよりは協議会という会を作つて、農協さんだったり、商工会さんであつたりとかと一緒に独立したものを目指していくというところで計画をしていたところでございます。

○河野政之委員 私からは以上です。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございました。続きまして、その他どなたか。はい。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。私の方から何点か質問させていただきます。

先ほどから出ております手数料なんですけども、出品者の方々から販売手数料の名目で徴収していらっしゃるようですが、この手数料については町の条例や規則などで定めていらっしゃいますでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） もともとの目的が、独立した運営ができるようにというところで推進していたという性質もありまして、手数料の10%から20%と申し上げましたものは、出品者と運営側の方で協議をして都度決めているものでございまして、手数料条例等にももちろん載つておりませんし、規定はしておりません。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 販売手数料を設定した理由というのは、先ほどのように、この通帳内容での運営の諸費ということなんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。この「移動マルシェかてて」というものは店舗を持たない形式で運用させてもらつておるものでございますので、様々な費用が、若干でございますけどかかるかってきます。

袋代でございましたり、最近ですとPayPay（ペイペイ）のような電子マネーを使ってお支払いをなさる方もいらっしゃいますので、それに関する手数料でございましたり、送料とか、そういうものがかかるかってきますので、そういうものを含む雑費というふうに考えております。

○古賀世章委員長 はい。平山議員。

○平山賢治委員 そうしますと、手数料に関しては契約者は出品者とどなたになるんですか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。契約書の方は「かてて」という設定は、きちんと設定はされてませんけれども、「かてて」という団体の中で話し合いをして決めたものなので、「大刀洗

町移動マルシェかてて」の方に契約をしているというところになりますが、その主体は現在のところは町にあるという認識でございます。

○古賀世章委員長 はい平山委員。

○平山賢治委員 となると、町が徴収する手数料ということになりませんか。

そこら辺が先ほどから、主体が誰なのかというのを何度かお聞きしていますが、その質問によつてその主体が町だったり「かてて」だったり直営だったり任意団体というところが、ちょっとよくわからんのですが。

その辺は、法的な確認などはなさっておりますでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。答弁が重複して大変申し訳ございませんけれども、大刀洗の「移動マルシェかてて」というものが、高齢者や子育て世代の社会参画であつたり、そういう方々の独立した任意の出品者とスタッフというグループで運営をしていて、後には、自立をして運営ができる目的としておりましたので、そういう形態でやっておりまして。

まず、お預かりした商品をいろんなところに持つて販売をして、販売で売れた金額を今度は出品者の方々にお返しして、その中から実費として10%をいただいておるものでございますので、今のところ、この任意団体としての整理をちょっと長年模索はしておりますが、来年度から協議会仕立てでやっていくということで方針が決まったところでございますが、その辺りが、今のところきちんと整理ができたなかったところなのではないかというふうに考えております。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 ちなみに、手数料というのは出品物や年度によって都度変わったり変わってきたりしたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。当初は全部のものに対して10%を手数料をとりましたり、出品者の方がご自身で店頭に立ちたいとおっしゃられた時代もありましたので、店頭に立つというそのチャレンジに対して、自分で売るんだったらその10%の手数料はいただきませんという規定をしたときもありますが、ふるさと財団の長期診断を受けましてから、きちんと、こういう場合は10%こういった場合は20%ということで、お約束事を作ってそれで運用しております。

○古賀世章委員長 はい。平山議員。

○平山賢治委員 そうしますと、例えば今年度の新規契約に関しては、出品者との手数料契約はどのような契約になっているのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 3種類ございまして、手芸品に対してが20%で、食品加工品等に関しましてが10%、生鮮品、売れ残ったらお返ししますよというような足の早い野菜等に関しましては、仕入れ料金といつて100円なら100円で出されたものに対してこちらが10%足して売るという形態をとっております。

○古賀世章委員長 はい、平山議員。

○平山賢治委員 契約書の内容について、契約書に手数料の額なり割合というのは明記されておりますか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。10%のときに契約をなさって、その後に20%に、話し合いの結果ですね、引き上がったものがありますね、手芸品などは後から20%になっておりますので。

現在、新規で契約なさる方にはそれぞれのパーセンテージで契約書の方が整っておりますが、古い、最初からお出し頂いてる出品者の方に関しましては、契約書自体は自動更新ということになっておりますので、保存してある書面上は10%になっておりますけれども、20%に変更したときに、皆様にそれをご通知させていただいて、書面で通知して、承諾した方のみが継続をするということで処理をさせていただいておりました。

○古賀世章委員長 はい。平山議員。

○平山賢治委員 契約書に手数料率について明記のない契約書があるのではないかでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 平山議員のおっしゃる通り、保存してある契約書の中にはパーセンテージが入っていないものがございますが、パーセンテージが入っていない方に関しましても、書面をお渡しして、あなたは20%ですよ、あなた10%になりますよということをご承認いただいてから契約書を結ぶように、事務処理の手順としてはなっております。

○古賀世章委員長 はい。平山議員。

○平山賢治委員 そこは多分紐ついてないんじゃないでしょうか。

明記のないものについて、実際に別途を定める規定というのが整備されていないケースがあるのではないかでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。こちらも、手数料に関しましても、結局、出品者と運営側で合意で決めているものなので、誰かとお店と契約してこのパーセンテージでお願いしますというような性質の契約ではないというふうに理解をしておりますので。

出品者の方と運営側で合意して決めたパーセンテージを、これ20%に決まりましたねということで書類で確認をしていただいて、これでよければ継続をしましょうということで、契約を継続させてきたということでございます。

○古賀世章委員長 はい。平山議員。

○平山賢治委員 すいません。じゃあ次行きます。

そもそも、この運営経費が、実費が必要だからということで手数料徴収というご発言だったと思うんですけど、そもそもこの運営経費というのは町の一般会計予算から人件費なり需用費が支出されているものと議会としては理解しておりますが。そういうふうに直接支出されるものではないんでしょうか。

それにプラス何か必要なものがあるというふうに解釈してよろしいんですか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 一般会計の歳出の方で組ませていただいている経費というものは、販売スタッフの経費というふうに実際になっておりまして。

その他の支出という考え方よりは、先ほど来申し上げておりますように、預かった商品を販売する、販売した料金はそのまま、売り上げはそのまま、10%お預かり返しているわけなので、残っているのは、10%の経費は、100円売ったら10円なんですけれども、その益で雑費としましてですね、先ほども申し上げましたPayPay（ペイペイ）の手数料でございましたりとか、「かてて」の方で必要な雑費、例えばテーブルクロスだったりとか、看板を設置するので看板を買いましたりでしたりとか、商品を保管してお預かりさせてもらっていますので、それ専用の収納ボックスでございましたりとか、そういったものがござると事務雑費が、販売するためにいろんな経費がかかっておるところでございます。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 最後になりますが、当初の別の委員長等からの質問でもありますし、ちょっと明らかにならなかつたんですが、これまでの証言を拝聴しておりますと、通帳や金銭管理、或いは契約のあり方手数料の条例根拠等を考えると、これはもう直営ではない制度設計に、町直営の事業とは言えない制度設計になっていて、明らかにこれは任意団体とみなされる運営と思われますが、最後に改めて、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。私が担当としましては、もう最初からその目的として独立して「かてて」のような出品者が集まったようなマルシェというものを推進していくところでございましたので、任意団体のようなものは制度的にきちんと位置付けられているところではござい

ませんが、そこに行く途中の段階で、町としてもそこを整理する準備をして、来年度に協議会として整理するところの前段階であったというふうに考えております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。實藤議員。

○實藤量徳委員 私からまず、出生記念品事業というのがございますね、そのことについてちょっとお尋ねいたします。この事業の内容を。どのようなものでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。全国いろいろな自治体が、町の方が出産をされたときに、出産祝い金として数千円程度の商品券を渡したりとか、いろんなお祝いをするという制度を作っている自治体がございます。

大刀洗町の方でも、これはうちの課で企画したものではございませんが、そういった子育て支援ということで、出生届を出した方に対して何らかのインセンティブといいますか、そのお祝いをお渡しするということを企画してございました。

その時に、担当課の方から、せっかくお渡しするんだったら町の方の思いがこもったものをお渡ししたいということでご相談を受けましたので、それだったらすごく適しているのではないかということで、一緒に企画に参加させていただいて、出生のプレゼントという企画でやらせてもらっているところです。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 大変いい事業だとは思います。

しかし、調査の過程ですね、単価契約書を確認したところ、住民課と地域振興課「大刀洗マルシェかてて」の契約が締結されております。

この契約書によると、「大刀洗マルシェかてて」の代表者として、中山哲志町長の記名押印がされておりますが、いつから町長が「大刀洗マルシェかてて」の代表者になられているんですか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。すいません、ちょっとその領収書の方を私が今見られないのあれなんですけれども。

「大刀洗マルシェかてて」が先ほどから、そこが争点に、争点というかテーマになっているところではございますが、その事業自体の責任と言えば、町のものですので、そこが町長名になっているのかなというふうに考えております。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 これは契約書でございます。領収書じゃなくて。

それで、その単価契約はどなたが作成してどなたが押印されたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） 大変申し訳ありません。

契約書の方は町長決裁で決裁をいただいており、結局、町がやっている事業でございますので、契約書の責任者は町長になるものと考えられます。

単価契約の方は、マルシェの方の運営からその金額等を聞き取りをして、町担当者の方で作成しているものです。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 実施要綱や単価契約でも、税込みで3000円相当の品をプレゼントっていうことになっておりますね。

実際には出品者には2500円しか支払われてないようですが、その残りの500円ですね、500円の目的と根拠を説明をお願いいたします。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。そちらの事業の方もですね、出品者と運営の方でお話し合いをしてですね、500円が「かてて」の運営の方でお預かりする手数料、雑費の方の手数料というところで考えております。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 それですと、それは事業費としていただいているということですね。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい、事業にかかる実費分の必要経費というふうに考えております。

○實藤量徳委員 はい。ありがとうございます。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。その他、どなたか質問がある方は。はい。高橋議長。

○高橋直也議長 河野議員の問い合わせの中で、通帳などの保管場所についてはっていう質問に対する答弁ですね、就業時間後は会計課に鍵つきの金庫で保管してるっていう答弁がありましたけども。

この「大刀洗マルシェかてて」の就業時間を教えてください。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。先ほどの答弁がありました、通帳を保管しているのは大刀洗町の開庁時間、大刀洗町職員の業務時間でございますので、平日の8時半から17時15分以降は、その他の時間体は会計課の金庫に入っております。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 その会計課のですね、金庫の中に入っているということですけども、中身は会計課の方で、「大刀洗マルシェかてて」の通帳が入ってるっていうことは、会計課の人は知っているんですか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。会計課の方にその旨は報告の方はしておりません。

○古賀世章委員長 はっきりもう一度。

○証人（村田まみ地域振興課長） 会計課の方に、その金庫の中に通帳が入っているということは、確認等は書類等で行っていないので、会計課長の方がそこを認識しているかどうかはちょっとわかりません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。高橋議長。

○高橋直也議長 じゃあ会計課の方の金庫の中に「大刀洗マルシェかてて」の通帳が入っているっていうことは、担当課の会計課の人は誰も知らないということですね。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。地域振興課の方で管理しておりますので、会計課長の方は存じていない可能性もあると思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい、高橋議長。

○高橋直也議長 わかりました。じゃあちょっと質問を変えます。

「大刀洗マルシェかてて」の口座の中をちょっと拝見させてもらいましたけども、かなりの額が入っているように見受けましたけども。

これはほぼほぼ、言われた出品者の方からの手数料だと思うんですけども、大体年間どれぐらい手数料がこの「かてて」の中に、「かてて」で手数料収益があるんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長） はい。正確な細かいところまで申し上げられずに申しわけないんですが、大体年間の売り上げが500万、600万ぐらいですので、それの、全額が10%から20%いただいていないものもありますが、60万ぐらいだと、お預かりしてるのがそのぐらいで、そこから経費を引いて、毎年町の方に繰り入れている金額になっているかと思います。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 その通帳の中身からいろんな必要なものを購入されているという発言もあったかのように記憶しておりますが、どういったものを経費で買われているんですか。具体的に教えていただければ。

○古賀世章委員長 はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　はい。「かてて」の出店をご覧になられたら、あれなんですか、「かてて」のまますペストリーという、看板でしたりとか、商品がよく見えるように下に敷いているテーブルクロスであったりとか、そういういたものを購入しておりますのと、あとは、細かいところなんですけれども、お振り込みで料金の方、お預かりした商品に対する売上金はお振り込みでお支払いさせてもらっていますので、その時に、都度振込手数料等もかかります。

あと、先ほど来申し上げております電子マネーが、昨今、よく使われておりますので、電子マネーの受取り受け渡しにかかる手数料等も発生してございますので、そういういたものにもござるとかかっておりますのと。あと、梱包するのに若干の、ビニール袋だったりとかリボンだったりとか、そういういた細かい経費等もかかってきてくれるところでございます。

○古賀世章委員長　はい。高橋議長。

○高橋直也議長　この中から枝豆収穫祭の枝豆を購入したとか、そういういたことはありませんでしたか、今まで。

○古賀世章委員長　はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　はい。枝豆収穫祭に係る枝豆のやりとりの方はですね、過去、昨年度から一般会計でやりとりをさせてもらっていましたが、それまでの間は「かてて」の出品者の方から仕入れて、「かてて」が主体となってその販売に関わっておりました。

○高橋直也議長　以上です。

○古賀世章委員長　はい。ありがとうございました。その他どなたか尋問があれば。はい。平山委員。

○平山賢治委員　すいません、もう一言。

先ほどの証言の中で、「かてて」の通帳を毎日、会計課の金庫に鍵付きで入れておったとおっしゃったけども、会計課がそれを一切承知していないということは、実際はそこに通帳はなかった、証人が主張しているだけで、その通帳はそこにはなかったかもしれないという、そこに通帳が毎日、鍵付きの金庫に保管されている証明は何もできないということですね。というふうに解釈してよろしいですか。

○古賀世章委員長　はい。村田証人。

○証人（村田まみ地域振興課長）　はい鍵付きの金庫に収納した上で、会計課の方に、5時過ぎたらですね、持っていくという、私たちは通常業務の中で行っておりましたが、そこの証明をしろと言われたら証明はできないと思います。

○古賀世章委員長　よろしいですか。はい。その他、どなたか尋問があれば。はい。ないようでございます。

これで、個別の尋問もすべて終わりました。

では以上で、村田証人に対する尋問は終了させていただきます。証人は退席、退室いただいて結構でございます。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で、村田証人への証人尋問を終わります。ここで暫時休憩といたします。

(午後 2 時 30 分休憩)

(午後 2 時 40 分再開)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、時間になりましたので、議事を再開したいと思います。

休憩前に続き、証人尋問を行います。

それでは証人入室のため、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 41 分休憩)

(証人入室)

(午後 2 時 43 分再開)

○古賀世章委員長 それでは議事を再開いたします。

松元証人におかれましては、本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願ひをいたします。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第 100 条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっていきます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もししくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 カ月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と

被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読を願います。

○証人（松元治美企画財政課長）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。
令和令和7年2月17日、松元治美。

○古賀世章委員長 それでは宣誓書に署名押印をお願いします。

(証人 宣誓書に署名)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めることがありますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。
なお、証言の際は、着座着席のままご発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

これより松元証人から証言を求めます。最初に委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連質問を願うことといたします。

それでは初めに人定尋問を行います。

まず、あなたは企画財政課長の松元治美さんでしょうか。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入票の通りで間違いございませんでしょうか。はい。証人。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。間違いないです。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

それでは私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。

松元証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただいて結構でございます。

それではまず第1番目に、あなたの職名、職務内容、それから経験年数をお聞かせください。はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　はい。現在企画財政課の課長をしております。入庁して33年が3月末で過ぎるところでございます。

今の業務は、企画係の方で、地方創生と財政係とデジタル戦略推進係の方の分野を総括をいたしております。

○古賀世章委員長　それから2番目に、あなたは以前、総務課長の職にありましたが、あったとすれば、それはいつごろからいつごろまでですか。お答えをお願いします。

○証人（松元治美企画財政課長）　はい。令和4年の4月1日から令和6年の3月末までの2年間です。

○古賀世章委員長　はい。3番目ですね、お手元に「出張旅費計算等に係る留意点」という資料があろうかと思いますが、ありますか。

この資料をご覧ください。この④の第3項、2ページ目だったと思いますけれども、「宿泊」というのがあろうかと思いますが、そこをご覧ください。

この宿泊に関する規定が定められておりますが、ここに記載されたいずれかの書類を支出命令書に添付することにより、宿泊費が支給されるという理解でよろしいでしょうか。はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　いずれかというわけではなく、概算払いと兼命令等あるので、その用途に応じて添付することという形になっていたかと思います。

○古賀世章委員長　はい。それでは白根副委員長。

○白根美穂副委員長　私の方から数点お伺いします。よろしくお願ひいたします。

当初ですね、この「出張旅費計算等に係る留意点」、作成時ですね、令和4年5月で副町長の押印があり、決裁となっていると思いますが、その際の作成と決裁の経緯はどのようなものだったのかお答えください。

○古賀世章委員長　はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　令和4年の当初っていう部分では、ちょっと私の方は記憶がないです。

決裁を取っているのはわかっていますが、どういった経緯かっていうのが、ちょっと記憶がないです。

○古賀世章委員長　はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでしたら、今、令和4年4月1日から総務課の方にいらっしゃったということですけども、でもその時点では、その翌月ですね、5月で決裁されているものになっております。これはご存じではなかったということですか。

○古賀世章委員長 はい、松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 決裁をしたのは覚えてます。

ただ、それを決裁することになった経緯が記憶にないっていうことです。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 5月ですね、職場内にこの留意点はどのように周知されていましたか。

覚えていらっしゃいますか。

○証人（松元治美企画財政課長） 令和4年の初めの分に関しては、記憶にないのであれでけれども、通常でしたらデスクネットっていう、みんなが使っている分の文書管理のところにあげたり。みんなが見れるような形でデータとしてあげたり、インフォメーションだったり、回覧機能がありますので、そういうところにあげて、みんなが見れるような状態にするっていう形ではあったかと思います。

その一番初めの令和4年の当初の部分については、どういった形で周知したかはちょっと本当に記憶にない形ですけど、通常であればそういった形で、いずれかの方法で皆さんに周知したっていう形です。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 通常であればということで、現在っていうことで理解してよろしいですかね。

そうであれば、朝礼とかですね、課長会とか、そういうところで周知徹底されるという理解でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。月に1回、庁議がありますので、そういうところで各課長、三役と、総務課の方の、その当時でしたら財政係と人事法制係の係長が1人ずつ来ておりましたので、17、18名程度の会議の中で決定しているっていう形です。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そしたら、メールだけデータだけで回覧するのではなく、そこはきっと口頭で周知されるものであるという理解でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。その庁議で話し合われたことは、各課長が課内の係の職員へ周知しているものと思っております。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その後ですね、令和5年1月に文面が追加されておりまして、宿泊したこと
がわかる書類の例としてですね、赤字でですね、見積書請求書、工程表、復命書への職場場所記載
などと改定されておられます。

その根拠として、「令和4年12月総務課長協議」とありますが、この改定の目的と経緯をお答
えいただけますでしょうか。

○古賀世章委員長 松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 令和4年12月の庁議の中で、旅費の添付書類についての提案
があったため、その部分で、この条例の7条にある通り、必要な書類は添付しなければならない、
証明しなければならないっていうことを確認し、今まで宿泊証明だけだったけれども、どういった
書類だったがいいのかっていうところになったので、その時点ではそこで話は終わりました。

その部分を提案するために、翌月の令和5年1月に、宿泊証明書・領収書等という形で、提案を
庁議の中でいたしました。その時に「等」ってなった場合に、何を付けてくるかわからないから1
例を示したほうがいいんじゃないかなっていうことで、その庁議の場でも一応この例はお示ししてお
りましたので、庁議の場でお示しした書類の内容を記載して訂正をしたっていう形になります。

○古賀世章委員長 いいですか。はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 はい。公金を支出するにあたっては、領収書によりの支出を証拠にすること
が原則だと考えられるんですけども、この文面を見た限りですと、見積書でもいい、請求書でもい
い、行程表でもいいみたいな、自己申告でも可能と解釈することができます。

そうすると、客観的な証拠もなく公金の支出を可能にする改定のように見えますが、そこはどう
お考えになられますか。

○古賀世章委員長 はい、松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） まず、その会議の中で、条例の7条の話をした上で、何かしら
で証明はしないといけないっていう話をした上で、この話になったかと思うので、日本語的におか
しいってこの後言われたこと也有ったんですが、そういう場合分けをしなかったことが誤解を生
んだんだっていうふうには感じました。これは私の思いなので、ここの中であれですけれど。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 はい。以上です。ありがとうございました。

○古賀世章委員長 その他。はい。河野委員。

○河野政之委員 重複すると思いますけど、先ほど答弁、先日の会計管理者の証言によると、令和
5年1月12日の庁議の協議内容が、この留意点の改定に影響したのではないかと見受けられます。

そもそも庁議とは、どのような組織体でしょうか。

○古賀世章委員長 はい、松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　はい。庁議とは、月1回、三役、課長全員と、財政係長が出席をいたしまして、その時の協議をしなければならない事項等を事前に副町長の方に通知いたしまして、その場で協議する場となっております。

○古賀世章委員長　はい、河野議員。

○河野政之委員　その町の管理職で構成する庁議の中でですね、どのような協議があつたんでしょうかね。

○古賀世章委員長　はい、松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　はい。旅費のことについて、宿泊証明だけではなくてもいいんじゃないかっていうところから、旅費のこの証明する書類についての議題となつたと思っております。

○古賀世章委員長　はい。河野委員。

○河野政之委員　どなたかからですね、もっと添付資料をゆるくして欲しいという発言があつたのではないでしようかね。その時にですね。

○古賀世章委員長　いかがですか。はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　令和4年12月に、当時の生涯学習課長からこの提案はあったように記憶はしております。

○古賀世章委員長　確認しますけど、当時の生涯学習課長ですか。

○証人（松元治美企画財政課長）　はい。

○古賀世章委員長　はい。河野委員。

○河野政之委員　庁議は、町の規程によってその会議が規定されております。

　その第5条によれば、庶務は総務課が行うとされていますが、記録簿や会議要点の筆記などは実施されておりますでしょうか。

○古賀世章委員長　はい、松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　はい。各課長が記録し、係員に周知しているっていう形ですので、統一の議事録的なものはございません。

○河野政之委員　はい。以上です。

○古賀世章委員長　ちょっと確認ですけど、議事録を作らなかつた理由は何かあるんですか。

　そこをちょっとお答えください。はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長）　各課長が係へ下ろす、周知事項を話し合つたりっていうことで、そこまでの、誰が発言したとか、そういう内容の議事録等は今まで作つてなかつたっていうところです。

○古賀世章委員長 はい。ちょっと確認ですけれども、ルールには、このときの議事録は総務課がやるというふうに書いてありますよね。これはどう理解されるんですか。

今まで全く議事録はなかったというのは、いささかちょっともうおかしな話じゃないかなと思いましたもんですから。お答えできる範囲で結構ですので、お願ひをいたします。はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 添付資料等、配られた資料等については各課で回覧したりっていうことはございますが、その内容については行ってなかつたっていうところです。議事録は作ってなかつたと。

○古賀世章委員長 そうですか。はいどうぞ。

○白根美穂副委員長 重複するかもしれませんけど、失礼します。

庁議で行った会議の中身も議事録を作つていなかつたということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 ちょっとそこが残念なお話なんんですけど、何か都合の悪いところは議事録は作らないというようにも取れるんですね。

私個人的に庶務の業務って何だろうかということでいろいろ勉強させていただいたんですけども、主に8つの仕事があるらしいんですよ、庶務としては。その中に資料作成という仕事があるんですよね。もちろんご存じでしょうけど。

この中にその議事録は、会議内容を共有するための資料というふうな説明がございましてね。ここはやはり担当であるべき総務課ですか、ここがちゃんとそういう、今日はこういうお話をしたんですよ、決まったのはこういうことですよというぐらいの議事録というんですか、メモというんですか、そういうのはやはりきちんとあるべきじゃないかなという気がしましたものですから、ここだけはちょっと残念だなというふうに感じました。あくまで意見でございます。

ではその他の意見として、實藤委員、お願ひします。

○實藤量徳 委員 今の改定された部分のところで、「（令和4年12月総務課長協議）」という括弧内がございますが、この協議とはどういうものでしょうか。

どういう効力を持っているのか、またはこれは決まった後で決裁はされたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） この内容につきましては、この令和4年12月の庁議の中で話したことを最終的に、私と財政係長の方が旅費の担当ですので、そちらで内容を修正、そこの場で話し合われたことに修正して、修正したことを記載したっていう形です。

それをもって令和5年1月の庁議の中で再度確認したっていう形ですけれども、これは、すいません、ここ日付がおかしいんですけども、令和4年12月となっておりますけれども、令和5年の1月に修正をしているものです。

○古賀世章委員長 はい、實藤委員。

○實藤量徳委員 令和5年の1月にこの留意点という書類ができますよね。これができるて、決裁されていないんですか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 庁議の中で話し合った部分に書きかえて、その時に皆さん、課長さん方もいらっしゃいましたので、その部分は伝わっていると思いましたし、その中で話し合われたことを記載して、その分を文書管理、みんなが見れるような形で保存したっていう形になっております。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 文書として総務課、会計課の連名となっておりますが、先日の参考人質問で、会計課長も参考人のお答えとして「知らなかつた」というふうに出ております。

この改定により、旅費の支出に関しては、会計課がご苦労なさってるように聞いておりますが。実際、この改定の情報は共有されていないのではないかと。はっきり公になって皆が周知してなかったんじゃないだろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 令和4年12月、令和5年1月と、この旅費の話をしているので。庁議の中で。

それの部分については各課長が係員に周知する、内容的には周知するものと思っておりましたし、その内容をうちの方としては修正した上で文書管理の中にデータとして保存したっていう形になります。

○古賀世章委員長 はい、實藤委員。

○實藤量徳委員 こういう文書において、一応、総務課と会計課が出しましたっていう形でしているんだったら、その会計課長の了承も取っておかぬきやおかしいですよね。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 文書的なものでは取ってないっていうことです。

庁議の中では参加されてましたので、内容的には2カ月にわたり話した内容でしたので、その部分で共有されていたと思っております。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 この改訂っていうのは町長や副町長などももうご存じだったんですか。にも出して、それで公にというか、みんなに文書を配られたんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） こちらの留意点ですので、その部分については2カ月間庁議で話した内容を修正した形で上げたっていうことです。

内容的には私と福岡係長の方で訂正はしたんですけども、その分を上げたっていう形で、決裁をとったりはしておりません。

○古賀世章委員長 その、決裁をとらなかつた理由というのは何かあるんですか。都合が悪いとかいろいろ。

○証人（松元治美企画財政課長） とらなかつた理由はないんですけども、実際2カ月話して各課長が係員へ周知したことだと思っておりましたので、その分に関してはもうみんなが見れるような形で保存したっていう形です。

○古賀世章委員長 はい。それでは高橋議長、お願ひします。

○高橋直也議長 今の松元証人のお話では、令和4年12月と令和5年1月の序議で話し合いをしたと言ってますけども、これはきちんと合意形成、合意はとれてるんですか。

皆さん、各課、三役、各担当課長、財政係長。みんなで話し合って、じゃあこれでいこうという最終的な合意は取れて実行されたんですか、この留意点の改正については。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 一人一人に合意を、多数決をとつたりというのは行っておりませんが、最終的にはこの内容は令和5年1月以降の話だっていうところで話は終わったかと思っております。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 こういった留意点の軽微な変更、軽微な変更というか私には規制緩和、ちょっとこう規制が緩くなったように見受けられるんですけども。

内容はともあれですね、こういった変更については決裁は必要ないんですか、基本。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○証人（松元治美企画財政課長） 基本的には、町長名とかでする場合には必ず決裁をとりますけれども、ただ、皆さんの中で共通事項としてっていう話の留意点でしたので、決裁はとってないです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。

先ほどからお伺いしていると、これは軽微な変更どころか、その必要な証拠書類を添付しなくてもいいという極めて重大な、上位法にも違反するような重大な改変だと思います。

証言を聞いていると、重大な改変にもかかわらず、根拠となる合意形成もなければ議事録もない、決裁も取っていない、周知もできていない。共同で発出している課長も知らなかつたということで、一体もうどこから質問したらいいのかというレベルのものになっていると思います。

一応、順番通りいきますね。

会計管理者がこの改定を知らなかつたにもかかわらず、昨年の11月に当時の建設課長、いわゆる先ほど出てまいりました当時の生涯学習課長が、請求するのに宿泊証明書は必要ないはずだと主張し、宿泊証明書を添付せずに宿泊費の支払いを会計課に求めたとの証言がございます。

結果、この旅費の支出は現在も執行されず保留されていると伺いましたが、この事案については証人はご存じでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） ここで初めてその事実は知りました。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 先ほどのことについてお聞きしますが、12月の序議他で、この宿泊証明書すら添付しなくていいように規定をゆるめてくれと主に発言した人物が、先ほど当時の生涯学習課長だったというふうにお聞きしましたが、この人物は、当時生涯学習課長だった佐々木大輔という人物であるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 それで、会計管理者すら知らなかつたこの改変を、この佐々木大輔氏が主張して、宿泊証明書を添付せずに宿泊費の支払いを求めた。

すなわち、旅費規定の緩和を求めた人物と先日の宿泊費を自作して宿泊費をせしめた人物が同一人物ということで認識してよろしいですかね。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 ということはもう、添付書類も付けたくない方が、このように上位法をゆがめてまで添付書類を付けないように主張して、それが決裁もしないで総務課長協議で通ってしまったという流れになろうかと思います。

そうしますとですね、全体において、当庁行政において会議録なども適切に記録されておらず、経緯や根拠が不明なままそういう改変されることが多いんですが、それはその組織の体質なんでしょうか。

当時の総務課長として、そういうやり方というのは問題とは考えませんでしたでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 何度も同じ回答とはなりますが、令和4年12月、令和5年1月と、三役、課長がそろった中で協議し、決めたことですので、その分に決裁もとらず議事録もと

っていないんですけれども、共通認識というか、その中では皆さん理解されて反対する方はいらっしゃらなかつたと記憶しております。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 その議事録もないと、決裁もなくて。そこが問題だということが、どうかこの行政の責任者にわかつていただきたいと思います。

そもそもですね、ちょっと視点変えますと、出張に関しての第一義的な責任者は出張命令者であつて、まずは復命書に宿泊場所を記載させて、その証拠を出張命令者が確認の上で復命書を決裁し、支出に関して会計担当に回すべきという、そういう行政運営が当然行われるべきだと思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 宿泊証明の話ではありますけれども、前提に条例の第7条はあるっていう形の前提を置いた上での協議だったと私の方は記憶しております。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 例えばまず、出張命令者がその復命書において宿泊場所の証拠をきちんと確認するという運用というのは、大刀洗町の行政では、例えば出張命令者なり出張した課員がいる課の庶務係等ですよ、復命書においてその宿泊場所等の証拠を確認するという基本的な運用というのは大刀洗町行政では行われていなかつたのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。復命書につきましては、課長職であれば副町長までは必ず決裁を受けておりましたし、教育委員会は出先機関ですので、教育長っていう形になつていたかと思います。確認はされていたと思います。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 実際にはそのチェックが働いていないケースが間々見受けられるわけですね。

まだ今調査中ですけど、少なくとも1件ではないと思っていますし、そもそもその、この不正を働いている疑いのある者が課長であるので、課長の印というのが全く信用できないということになるので、ダブルチェックの課長印っていうのが、もう機能していないということになると、これは抜本的にちょっとやり方を変える必要があると思うんですよね。

さらに聞いておりますと、課とか出張命令者によるチェックが全く働かないまま、規定が意図的に改変され、それを何も知らない会計課に一部の幹部職員から出金せよという圧力がかかっているようにお見受けしますが、なぜそういう組織構造になっているんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか、松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） 私の方に、会計課での出来事等が耳に入ることはなかったので、そういう事実があるっていうのは、今日知ったっていう形です。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 やっぱりそれも問題ですよね。もうそういうことすら入っていないというのは。ガバナンスが機能していない。

民間会社は一応、私有財産を運用するわけだから、その私有財産の取り扱いについては一定ゆるい部分もあるけど、民間企業においても背任とか業務上横領というのは犯罪として重く扱われる。しかし、とりわけ行政のような公金の取り扱いに関する部分については1円単位でしっかりとその証拠に基づいて上位法に基づいて運用していかないといけないが、そのガバナンスが当庁行政においては全く機能していないようにお見受けしますが、そういうチェック体制も含めて、今後どういうふうに対策すべきか当時の総務課長経験者としてお考えがあれば最後にお聞かせいただければと思います。

○古賀世章委員長 いかがですか。松元証人。

○証人（松元治美企画財政課長） はい。こういうことが起きないように再発防止は努めていかなければいけないとは思っておりますので、どういった形でそれが一番機能するのかっていうのは考えていかなければいけないと思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。その他どなたか尋問があれば。よろしいですか。

○古賀世章委員長 では、以上で松元証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人は退席退室をいただいて結構でございます。ありがとうございました。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で松元証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

(午後3時23分休憩)

(午後3時58分再開)

○古賀世章委員長 それでは大変長らくお待たせいたしました。議事を再開いたします。

まず次回以降の委員会での証人喚問につきまして、事前に各委員からご意見をいただきしておりますので、協議して参りたいと思います。

1人目が税務課職員の小島千愛さん。質問事項は、「大刀洗マルシェかてて」の運営について。日時につきましては、3月5日午後1時30分から。

それから2人目が、地域振興課職員の嶋田美月さん。質問事項は同じく「大刀洗マルシェかてて」の運営について。日時につきましては、3月5日午後2時10分からということです。

そしてそのあと、総務課の宮原消防防災安全係長。質問事項は、旅費の精算について。日時につきましては、同じく3月5日、午後3時から。

4人目につきましては、建設課、刈茅道の駅推進係長。質問事項は、旅費の精算について。日時につきましては、同じく3月5日、午後3時30分より。

そして最後5人目が、建設課、佐々木課長。質問事項は、旅費の精算について、並びに出張旅費計算等に係る留意点。日時につきましては3月5日午後4時から。

場所は、こここの協議会室において行います。本件についてご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり、議長に対して証人出頭要請することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定により、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、次回の委員会についてでございますが、3月5日水曜日、午後1時30分より会議を行いたいと思います。つきましては、承認出頭要求は3月5日水曜日、午後1時30分から順次いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

その他で何かございませんでしょうか。はいどうぞ。局長。

○佐田裕子議会事務局長 私の方からですね、令和7年度の本委員会の調査経費についてですね、金額と内容を説明させていただきます。

まずですね、この委員会の調査経費といたしまして、合計の489万6000円を計上しが必要と考えております。

議会費の中です。1款1項1目の8節、旅費のほうです。こちら24万円。内容は、この委員会において法的助言をいただく上でですね、弁護士の方に来ていただくことがあるかと思います。そちらのときの旅費、費用弁償をですね、弁護士の方は4000円の月2回ということで、24回、あとこの委員会の中で証言をいただく参考人の方の費用弁償3000円ということで24回の内容で計上しております。

あと10節需用費12万円になります。こちらはですね、消耗品費として、会議の経費ですね、事務用品他が1万円ぐらいということでの12カ月になっております。

12 節の委託料です。こちらは 453 万 6000 円ということで、内容はですね、助言をいただく弁護士の法的助言業務委託料ということで、1 時間単位、税込みの 2 万 2000 円の 3 時間の月 3 回の 12 カ月ということの試算をしておりまして、それが 237 万 6000 円。

続いて会議録作成委託料ということで、この委員会の会議録の分が 3 時間が 2 回の 12 カ月ということの 1 分当たり 500 円ぐらいということでのお見積もりを取っておりまして、それが、試算したら 216 万円という内容で計上させていただいております。以上でございます。

○古賀世章委員長 お諮りします。

令和 7 年度の本委員会の調査経費については、ただいまの局長の説明の通り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたします。

その他何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会といたします。

お疲れ様でした。

(午後 4 時 06 分閉会)